

会 員 各 位

一般社団法人 全国住宅産業協会
理事・事務局長 米 山 篤 史

犯罪収益移転防止法に基づくリスク評価書の作成等について

標記について、周知依頼がありましたのでお知らせします。詳細は別添資料をご参照ください。

記

1. 主な内容 (1) 犯罪収益移転防止法の特定事業者（宅建業者含む）は、法第11条・規則第32条に基づき、使用人への教育訓練、規程の作成、業務を統括管理する者の選任、取引リスクを調査分析してリスク評価書（特定事業者作成書面等）を作成する努力義務があります。
(2) リスク評価書に関しては、「宅地建物取引業におけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン（令和4年10月31日）」「犯罪収益移転防止法等の厳正なる遵守について（令和7年6月27日）」により、令和10年8月に予定されているFATF第5次対日相互審査に向けて万全の対策を期すよう通知されています。さらに「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策（令和8年1月23日）」には、令和8年度中に全ての宅建業者が作成を完了することを目指すこととされましたので、作成要領を参考にして、リスク評価書を作成してください。
(3) 併せて、疑わしい取引の届出基準が明確化されますので、「疑わしい取引の届出に関するチェックリスト」の項目の一つでも該当する場合・判断に迷う場合は、届出をしてください。
2. 送付等資料 (1) リスク評価書の作成及び「疑わしい取引の届出」における判断基準の明確化について（令和8年2月19日 国土交通省不動産・建設経済局不動産課）
(2) リスク評価書作成要領（宅地建物取引業者によるひな形）
(3) リスク評価書の記載例
(4) リスク評価総括表①②③
※(3)(4)は全住協HPにも掲載。
3. 参 考 (1) 不動産におけるマネー・ローンダリング対策（国交省）
https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bf_000025.html
(2) 犯罪収益移転防止法等の厳正なる遵守について（全住協HP）
https://www.zenjukyo.jp/archives/new_info/gyosei/data/250704hanzai.pdf
(3) 外国人の受入れ・秩序ある共生社会実現に関する関係閣僚会議
<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/gaikokujinzai/index.html#kankeisha>
(4) 不動産における犯罪収益移転防止法等に関する連絡協議会（不動産流通推進センター）
<https://www.retpc.jp/shien/maneron/>
4. 問 合 せ 先 （一社）全国住宅産業協会 担当：原田
TEL 03-3511-0611

以 上

(一社)不動産協会
(一社)不動産流通経営協会
(公社)全国宅地建物取引業協会連合会 御中
(公社)全日本不動産協会
(一社)全国住宅産業協会
(公財)不動産流通推進センター

国土交通省 不動産・建設経済局不動産業課

リスク評価書の作成及び「疑わしい取引の届出」における判断基準の明確化について

マネロン等対策に係る宅建業者における「リスク評価書」の作成につきましては、これまでも「宅地建物取引業におけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策におけるガイドライン（令和 4 年 10 月 31 日）において、リスク評価の結果を文書化した「リスク評価書」の作成を要請しており、令和 7 年 6 月 27 日発出の国土交通省事務連絡において、「未着手の事業者においては、令和 8 年度末までにその対応を完了させること。」としているところです。政府においても、令和 8 年 1 月 23 日に「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」を決定し、「速やかに実施する施策」として、「令和 8 年度中には、マニュアルを踏まえて全ての宅建業者が「リスク評価書」の作成を完了することを目指す。」ことが盛り込まれています。

また、宅建業者による「疑わしい取引の届出」にあたって、疑わしい取引の届出を実施するか否か判断に迷った際、届出しなないといった状況が見受けられます。上記に関し、国土交通省において以下、対応策を講じることとしたので、貴団体加盟の事業者に対し、対策に万全を期するよう周知徹底をお願い致します。

（１）リスク評価書の作成

「リスク評価書」の作成により宅建業者におけるマネロン等リスクへの意識向上を図り、「疑わしい取引の届出」の件数を向上させていく必要があります。このため、別添『リスク評価書作成要領』を作成したので「リスク評価書」作成の参考としていただき、未着手の事業者については、令和 8 年度中の「リスク評価書」作成の完了をお願い致します。

（２）「疑わしい取引の届出」における判断基準の明確化

「疑わしい取引の届出」を実施するか否か判断に迷った際、以下【今後の届出における判断基準】に記載のとおり、判断基準を明確化するので、本判断基準に基づき確実な届出の実施をお願い致します。

【今後の届出における判断基準】

- ・「疑わしい取引の届出に関するチェックリスト」（犯収法等連絡協議会作成「宅地建物取引業における犯罪収益移転防止のためのハンドブック＜第 2 分冊＞」に掲載）に一つでも該当すれば届出を行う。
- ・「疑わしい取引の届出に関するチェックリスト」（犯収法等連絡協議会作成「宅地建物取引業における犯罪収益移転防止のためのハンドブック＜第 2 分冊＞」に掲載）に該当するかどうか明確でなく、判断に迷う場合は届出を行う。

※「疑わしい取引の届出」を行った場合に、契約を締結しても犯収法違反とはならず、契約締結自体が否定されるものではありません。

なお、これに伴い、「リスク評価書」の作成にあたっては、「リスク評価書」中、「3. 取引リスクに応じた当社の対応方針」の実施項目として、【今後の届出における判断基準】を対応方針として掲げていただくとともに、今後、本判断基準に基づく「疑わしい取引の届出」の確実な実施をお願い致します。

リスク評価書作成要領（宅地建物取引業者におけるひな形） （マネー・ローンダリング（マネロン）・テロ資金供与・拡散金融リスク）

※このひな形は、以下「1」に規定する「マネー・ローンダリング（マネロン）・テロ資金供与・拡散金融（※）リスク」の特定・分析・評価の方法や、リスク評価書の作成方法について宅地建物取引業者における対応例を示すことで、宅地建物取引業者のリスク評価書作成を支援するものです。

※ 拡散金融とは、大量破壊兵器（核・科学・生物兵器）等の開発、保有、輸出等に関与するとして資金凍結等措置の対象となっている者に、資金又は金融サービスを提供する行為を指す。

また、記載された対応例は、宅地建物取引業者がリスク評価書に最低限記載すべき事項についてポイントを絞って記したものであり、具体的な記載内容等は、宅地建物取引業者の業態、規模等に応じ個々の宅地建物取引業者自身が判断・工夫し、高度化する必要があることにご留意下さい。

1. リスク評価書について

宅地建物取引業者は、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第32条や、国土交通省が策定した「宅地建物取引業におけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」（令和4年10月）において、マネー・ローンダリング（マネロン）・テロ資金供与リスクについて特定・分析・評価し、リスク評価書として文書化することが求められている。

また、拡散金融についても、外国為替及び外国貿易法、国際テロリスト等財産凍結法による資産凍結措置を適切に実施するためには、拡散金融のリスクについてもマネー・ローンダリング・テロ資金供与リスクと同様に評価し、リスクに応じた対応を実施することが有効である。

2. リスク評価書の作成手順

リスクの評価にあたっては、以下（1）にて、国によるリスク評価書の結果その他の情報により、マネロン・テロ資金供与・拡散金融リスクを特定・評価する。その上で、以下（2）にて、経営陣の主導的な関与のもとで、自社が直面している個別具体的なリスクを特定・評価し、結果をリスク評価書に記載する。（別添1「リスク評価書の記載例」参照）

（1）国によるリスク評価書の結果その他の情報の確認

警察庁が公表している「犯罪収益移転危険度調査書」や財務省ホームページで公表されている「拡散金融リスク評価書」及び外国為替及び外国貿易法に基づく「経済制裁措置及び対象者リスト」（同様に警察庁ホームページで公表されている国際テロリスト等財産凍結法に基づく「公告国際テロリスト」や「公告大量破壊兵器関連計画等関係者」のリス

ト)等で、危険度が高い(あるいは危険度が認められる)とされている「取引形態・国地域・顧客属性・商品サービス」を確認。当該項目は「国により危険度が高い(あるいは危険度が認められる)とされている」旨リスク評価書に記載。

※犯罪収益移転危険度調査書の冒頭にある「はじめに」や「第1 危険度調査の方法等」に掲載されている「調査書の概要」頁にて、日本において、一般的にどのような「取引形態・国地域・顧客属性・商品サービス」の危険度が高い(あるいは危険度が認められる)か等を表で示していますので、これらの点は、リスク評価書に「国のリスク評価結果等」として記載する必要があります。

(2) 自らが直面するリスクの特定・分析・評価

①リスクの特定

宅地建物取引業者が取り扱う不動産は、財産的価値が高く、多額の資金との交換を行うことができることから、マネー・ローンダリング等に悪用される危険性がある。また、不動産は資産の保全又は投資を目的として購入される場合も多く、国内外の犯罪組織等が犯罪による収益の形態を変換する目的で不動産取引を悪用する危険性もある。このような要因から、宅地建物取引業者は、犯罪による収益の移転防止に関する法律に規定する特定事業者該当し、マネロン等対策のため、宅地若しくは建物の売買又はその代理若しくは媒介を行う場合は取引時確認や疑わしい取引の届出義務が課されている。

宅地建物取引業者は、法令で定められた義務を遵守する観点から、上記規制に係るリスクを理解し、リスクに応じた適切な対応を行う必要があることから、以下㉠～㉣の3項目について、可能性としてあり得るものを全て、具体的・網羅的に洗い出し(=リスクの特定)をしたうえで、以下②の要領でリスクの分析・評価をすることとする。

㉠自らが提供する具体的な商品・サービス、取引形態

㉡商品サービスの提供先である顧客の属性

㉢自社及びその顧客が関連しうる国・地域

※リスクの特定については、少しでも関係し得る項目を全て具体的に洗い出し「そのような取引が発生する可能性がある」という点を認識しておくことが重要ですので、最低限、別添1にある「リスク評価総括表」に記載してある事項については、特定する必要があります。

②リスクの分析・評価

上記①で洗い出した全項目について、リスクの高低を判断する(=リスクの分析・評価)。リスクの評価にあたっては、自らの地理的特性や事業環境、過去の疑わしい取引の分析結果、取引量(金額、取引件数等)、影響の発生率(有形無形の損失が発生する可能性の程度)又は影響度(想定される有形無形の損失の大小等)等を踏まえて実施する。

※特定した各項目のリスクが高いか・低いかを一つずつ判断する（リスクの評価をする）上で「どのような項目はリスクが高いか」については、各社において項目ごとの取引量や影響の発生率、影響度が異なることから、各社の手元にある情報等を活用し、それぞれの基準で分析する必要があります。リスクの分析方法については、例えば①過去に当局に提出した疑わしい取引の届出の分析結果（どのような商品サービス、取引形態、顧客属性、国地域が関連する取引であったかの分析等）、②自らの事業環境（競合他社の撤退により、これまでの違った客層の来店が増えている等）や③地理的特性（どのような顧客層が多いか等）等を勘案すること等が考えられ、具体的な考え方・手法は別添1に記載しております。

3. リスク評価書の見直し

リスク評価書については、毎年1回定期的に見直す。また、マネロン・テロ資金供与対策や経済制裁措置への対応に重大な影響を及ぼし得る新たな事象が発生した場合（例えば、自社でマネロン・テロ資金供与事案または経済制裁違反が発覚した場合や、新たな経済制裁が科された場合等）も、必要に応じリスク評価書を見直す。また、国土交通省においても、状況に応じ作成要領の見直しを行うこととする。

※事業者を取り巻く環境は常に変化しておりますので、定期・随時にリスク評価を見直し、そのうえでリスクに応じた対応（＝リスク低減措置）を実施することが非常に重要となります。

（以上）

リスク評価書の記載例

※本記載例は、宅地建物取引業者が「マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融に関するリスク評価書」に最低限記載すべき事項についてポイントを絞って作成したものである。よって、具体的な記載内容等については、宅地建物取引業者の業態、規模等に応じて個々の宅地建物取引業者自身が判断・工夫する必要があることに留意する。

「犯罪による収益の移転防止に関する法律」第11条第4号を受けた「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則」第32条の規定等に基づき、宅地建物取引業務における「特定事業者作成書面等」を作成する。

1. 宅地建物取引業務におけるリスクの基本的な考え方（国のリスク評価結果等）

犯罪収益移転危険度調査書（令和7年12月版）等では、宅地建物取引業者が取り扱う宅地建物取引がもたらす危険度について、以下のとおり記載されている。なお、一般的に危険度が高いとされる取引形態、国・地域、顧客属性に関しては、末尾<参考>に記載。

●不動産の危険度の特徴

（記載例）

- (1) 不動産は、財産的価値が高く、多額の現金との交換を容易に行うことができるほか、その利用価値、利用方法等によって大幅に異なった評価をすることができることから、通常の価格に金額を上乗せして対価を支払うなどの方法により容易に犯罪収益を移転することが可能となる。
- (2) 真の購入者とは異なる者又は架空名義で購入すること等により、資金の出所や不動産の帰属先を不透明にすることができる。

●疑わしい取引の届出の最近の傾向

（記載例）

令和4年から令和6年までの間の、宅地建物取引業者による疑わしい取引の届出件数は54件であり、「疑わしい取引の参考事例」に例示された種類のうち届出件数が多かったものは、以下のとおり。

- 多額の現金（21件、38.9%）
- 不自然な態様・態度等（5件、9.3%）
- 短期間・総額多額現金（4件、7.4%）
- 暴力団員等（3件、5.6%）
- 短期間・多数取引（2件、3.7%）

●事例

（記載例）

宅地建物取引がマネー・ローンダリングに悪用された主な事例として、

- 売春により得た犯罪収益を原資として、親族名義で土地を購入した。
- 薬物の密売人等が、薬物の密売により得た犯罪収益等を使って、知人の名義で、生活用の不動産や薬物製造に使用する不動産を購入した（外国の事例）。
- 中国籍の詐欺グループが、詐欺により得た犯罪収益を使って、中国人富裕層が不動産を購入する際の手付金の一部に充てられていた。

等がある。

●経済制裁対象者
(記載例)

外為法及び国際テロリスト等財産凍結法による資産凍結対象者は外務省告示等により指定され、措置対象となる個人・団体への支払いや資本取引等について規制されている。

資産凍結対象者については、「経済制裁措置及び対象者リスト」として財務省 HP にて公表されている。

(財務省 HP)

https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/gaitame_kawase/gaitame/economic_sanctions/list.html

同様に、「公告国際テロリスト」及び「公告大量破壊兵器関連計画等関係者」のリストとして警察庁 HP にて公表されている。

(警察庁 HP)

<https://www.npa.go.jp/bureau/security/terrorism/zaisantouketu.html>

●危険度の評価
(記載例)

疑わしい取引の届出の状況やマネー・ローンダリングに悪用された事例等を踏まえると、取引時の状況や顧客の属性等に関して、次のような要素が伴う取引は、危険度がより一層高まるものと認められる。

- 匿名又は架空名義・借名・偽名（その疑いがあるものを含む。）による取引
- 顧客属性に見合わない高額な取引
- 金融機関を通さない現金による支払いが行われた取引
- 支払の原資が不透明な取引
- 非対面による取引
- 非居住者、外国籍の顧客との取引
- 暴力団等に係る取引
- 公開情報を検索した結果、詐欺等に関わった可能性のある顧客との取引

当社は、上記の宅地建物取引業務に関する国によるリスク評価結果等を勘案の上、当社が行う取引の実態等について、以下「2. 当社が直面するリスクの評価」にて調査及び分析し、本書を作成することとする。なお、本書は当社の取引の実情や過去の疑わしい取引の事例等を踏まえ、犯罪収益移転危険度調査書の内容変更や

2. 当社が直面するリスクの特定・分析・評価

(1) 自らの個別具体的な特性

① 営業エリアと地域特性

(記載例)

○営業エリア
 当社の店舗は、〇〇（自治体名）に位置しており、□□（地域名等）を主な営業エリアとしている。

○地域特性

- ・ □□（地域名等）は、▲▲。地域人口は〇万人。年齢層は△△が最も多い。
- ・ ■■（会社名）の◇◇工場や▼▼大学の◆◆キャンパスが立地。
- ・ 東京へのアクセスが良く、東京への就業人口が〇万人となるなどベットタウンとなっており、平均取引価格は〇万円。
- ・ 世界遺産等観光資源に恵まれ、外国人を含む観光客が年間〇万人訪れている
- ・ □□地域の在留外国人は、主に××（国名）、××（国名）、××（国名）。
- ・ ▼▼条例に基づき、□□エリアは、暴力団事務所の開設が禁止されている。
 ※都道府県庁または市町村等行政機関が公表する地理的状況の特徴等を参考に記載する。
 ※各在留外国人の概数も記載する。
 ※都道府県警等が当該地域におけるマネロン犯罪の事案を公表している場合は、それも記載。
 例：□□（地域名等）におけるマネー・ローンダリング等の犯罪は、●●（都道府県警等が公表した情報を元に記載）となっている。

② 事業環境

(記載例)

当社の事業環境については、××（来店顧客の特徴）が顧客としての来店機会が多い。宅地建物取引売買（代理・媒介含む）は、令和〇年（度）で〇件（●円）となっており、外国との取引が全取引の●割程度となっている。

また、外国との取引は、〇〇（例：顧客が外国籍、海外在住等）で△△（例：現金一括等）による支払いが行われることが多い。

※上記以外に、営業エリアにおける宅地建物取引業者の増加・減少といった競合他社の動向、あるいは新たな制裁又はマネロン・テロ資金供与に関する規制の状況等を記載する。
 例：競合他社の撤退により、これまでとは違った客層が来店するようになっている。

(2) 疑わしい取引の届出の分析結果

当社が行った直近5年間の疑わしい取引の届出は■件であり、届出の理由及び届出対象の特徴は以下表のとおり。

(記載例) ※青字は会社の実態に合わせて記載

	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
届出件数(計)	0	1	0	2	4
商品サービス取引形態	-	媒介・対面(1)	-	売買・対面(1) 媒介・非対面(1)	媒介・対面(2) 代理・対面(1) 売買・非対面(1)
顧客属性	-	反社会的勢力(1)	-	学生(1) 外国企業(1)	給与所得者(1) 年金受給者(1) 自営業者(1) 外国PEPs(1)

国・地域	-	日本(1)-	-	日本(1) A国(1)	日本(2) B国(1) C国(1)
届出理由	-	5-19 暴力団等 (1)-	-	1-1 多額現金(1) 2-6 実体のない法人(1)	5-15 収入不相応(1) 1-1 多額現金(1) 2-3 架空名義(1) 5 その他(1)

(3) 上記を踏まえたリスクの評価

上記「1. 国のリスク評価結果等」、「2. (1) 自らの個別具体的な特性」、「2. (2) 疑わしい取引の届出の分析結果」、取引量（金額、取引件数等）、影響の発生率（有形無形の損失が発生する可能性の程度）、影響度（想定される有形無形の損失の大小等）等を踏まえ、商品サービス、顧客属性、取引形態及び国・地域について、リスクが高い類型はそれぞれ以下のとおり。

① サービス、取引形態に関するリスク評価【リスク評価総括表①参照】
(記載例)

当社が提供する商品・サービスの取引形態について、固有リスクの高いものは〇〇と△△と××である。
※例：原資不明の一括または複数程度による高額取引、多額現金の持込による取引、外国（外国所在）との取引、非対面取引を高リスクとしている。

② 顧客属性に関するリスク評価【リスク評価総括表②参照】
(記載例)

当社顧客の顧客属性について、固有リスク極高（謝絶対象）は〇〇と△△であり、固有リスクが高いものは、〇〇と△△と××である。
※例：非居住者、外国 PEPs、疑わしい取引該当先を高リスクの顧客属性としている。

③ 国・地域に関するリスク評価【リスク評価総括表③参照】
(記載例)

当社及び当社顧客が関係する国・地域について、固有リスクの高いものは〇〇と△△と××である。
※例：経済制裁対象国である北朝鮮は謝絶対象である極高リスク、イラン・ロシア・中国東北三省及びFATF ブラックリスト国であるミャンマーは高リスクの国・地域とし慎重な確認の対象としている。

3. 取引リスクに応じた当社の対応方針

当社は、顧客の大半が一見顧客であることを踏まえ、個別の「顧客ごと」ではなく、提供するサービスや顧客属性に応じてリスク評価を実施し、リスクに応じた以下の低減措置を実施することとする。

(記載例)

- ① 「疑わしい取引の届出」について、「疑わしい取引の届出に関するチェックリスト」（犯収法等連絡協議会作成「宅地建物取引業における犯罪収益移転防止のためのハンドブック<第2分冊>」に掲載）に一つでも該当すれば届出を行う。
- ② 「疑わしい取引の届出」について、「疑わしい取引の届出に関するチェックリスト」（犯収法等連絡協議会作成「宅地建物取引業における犯罪収益移転防止のためのハンドブック<第2分冊>」に掲載）に該当するかどうか明確でなく、判断に迷う場合は届出を行う。
- ③ 「疑わしい取引の届出」について、売買取引時に反社データベース等を活用し「該当可能性あり」となった場合、例えば、生年月日等で明らかに別人であると確認できる場合等を除いて、届出を行う。
- ④ 「疑わしい取引の届出」を行った顧客、取引頻度の高い顧客等を要注意顧客として全店舗で情報共有し、再来店時には慎重に対応。
- ⑤ 上記「2.当社が直面するリスクの特定・分析・評価」のリスク分析を踏まえた、「取引チェックシート」を作成。取引リスクに応じた確認等は、同シートに基づき実施するとともに、高リスク取引の実行に当たっては、取引目的を補完する資料の提示を求め、責任者の承認を必須とする。
- ⑥ 宅地建物の売買、代理または媒介に関する顧客には氏名・住所（居所）・生年月日を本人確認書類で確認するとともに、取引目的の申告を求める。
- ⑦ なりすまし取引、偽り取引、イラン・北朝鮮の居住者等との特定取引、外国 PEPs との特定取引の場合は、追加の本人確認書類等の徴求や、購入資金の原資確認を実施する。
- ⑧ 顧客が継続的なビジネス関係にある外国人の場合には、取引金額の多寡にかかわらず、経済制裁対象者や外国 PEPs に該当しないことを確認する。
- ⑨ 取引実態に応じてリスク評価総括表を随時見直すとともに、リスクに応じて顧客からの申告内容の真正性を確認する態勢（フィルタリングの実施態勢）を高度化する。

<参考>

※「犯罪収益移転危険度調査書」（令和7年12月版）による取引の危険度

危険度が高い	取引形態	・ 非対面取引
		・ 現金取引
		・ 外国との取引
	国・地域	・ 北朝鮮
		・ イラン
		・ ミャンマー
	顧客の属性	・ 反社会的勢力（暴力団等）
		・ 国際テロリスト（イスラム過激派等）
		・ 非居住者
		・ 外国の重要な公的地位を有する者(外国 PEPs)
		・ 実質的支配者が不透明な法人等

※危険度が一層高まる取引（「犯罪収益移転危険度調査書」より）

宅地建物取引（売買、代理、媒介）のうち下記に該当するもの
・ 匿名又は架空名義・借名・偽名（その疑いがあるものを含む。）による取引
・ 顧客の属性に見合わない高額な取引

国家公安委員会の「犯罪収益移転危険度調査書」（警察庁 HP）

<https://www.npa.go.jp/sosikihanzai/jafic/nenzihokoku/nenzihokoku.htm>

※外国 PEPs

外国の元首及び外国の政府、中央銀行その他これに類する機関において重要な地位にある者またはあつた者であり、その家族も含まれる。

リスク評価総括表①

(記載例)

商品・サービス名	取引形態	取扱の有無	固有リスク
1. 宅地建物の売買			
	(1) 対面取引	○	中
	(2) 非対面取引	○	高
	(3) 現金での取引	×	高
	(4) 金融機関を通じた取引	○	中
	(5) 多額取引	×	高
	(6) 非居住者、外国籍の顧客との取引	×	高
2. 宅地建物の売買の代理			
	(1) 対面取引	○	中
	(2) 非対面取引	○	高
	(3) 現金での取引	×	高
	(4) 金融機関を通じた取引	○	中
	(5) 多額取引	×	高
	(6) 非居住者、外国籍の顧客との取引	×	高
3. 宅地建物の売買の媒介			
	(1) 対面取引	○	中
	(2) 非対面取引	○	高
	(3) 現金での取引	×	高
	(4) 金融機関を通じた取引	○	中
	(5) 多額取引	×	高
	(6) 非居住者、外国籍の顧客との取引	×	高
○○ ※もし他にあれば追記			

リスク評価総括表②

(記載例)

【個人・法人共通】	
顧客属性	固有リスク
反社会的勢力	極高
国際テロリスト	極高
経済制裁対象者	極高
経済制裁取引に関与している者	極高
疑わしい取引該当先（第三者に成りすまして疑いのある顧客、架空の人物の名義を騙っている疑いのある顧客を含む）	高
一見顧客	中
継続的なビジネス関係にある顧客（非居住者・外国人）	中
継続的なビジネス関係にある顧客（居住者・日本人）	中
〇〇 ※もし他にあれば追記	

【個人】	
顧客属性	固有リスク
外国PEPs	高
国外居住者	高
無職・主婦・学生	中
年金受給者	中
給与所得者	中
自営業者（個人事業主）	中
〇〇 ※もし他にあれば追記	

【法人】	
顧客属性	固有リスク
外国企業及び外国所在の日本企業	高
上場している日本企業（本邦所在）	小
非上場の日本企業（本邦所在）	中
公的機関 （国・地方公共団体・中央銀行等）	小
〇〇 ※もし他にあれば追記	

リスク評価総括表③

和名	外為法令上の規制において 注意を要する国・地域	取引の有無 (顧客の居住地)	FATFグレイリスト掲載国※1	FATFブラックリスト掲載国※1	固有リスク	リスク低減措置
日本	-	○			中	
アイスランド	-				中	
アイルランド	-				中	
アゼルバイジャン	-				中	
アフガニスタン	-				中	
アメリカ合衆国	-				中	
アラブ首長国連邦	-				中	
アルジェリア	-		○		高	
アルゼンチン	-				中	
アルバニア	-				中	
アルメニア	-				中	
アンゴラ	-		○		高	
アンティグア・バー ブーダ	-				中	
アンドラ	-				中	
イエメン	-		○		高	
イスラエル	-				中	
イタリア	-				中	
イラク	-				中	
イラン	○			○	高	慎重な確認を実施※2
インド	-				中	
インドネシア	-				中	
ウガンダ	-				中	
ウクライナ	-				中	
ウズベキスタン	-				中	
ウルグアイ	-				中	
英国	-				中	
エクアドル	-				中	
エジプト	-				中	
エストニア	-				中	
エスワティニ	-				中	
エチオピア	-				中	
エリトリア	-				中	
エルサルバドル	-				中	
オーストラリア	-				中	
オーストリア	-				中	
オマーン	-				中	
オランダ	-				中	
ガーナ	-				中	
カーボベルデ	-				中	
ガイアナ	-				中	
カザフスタン	-				中	

リスク評価総括表③

カタール	-				中	
カナダ	-				中	
ガボン	-				中	
カメルーン	-		○		高	
ガンビア	-				中	
カンボジア	-				中	
北マケドニア	-				中	
ギニア	-				中	
ギニアビサウ	-				中	
キプロス	-				中	
キューバ	-				中	
ギリシャ	-				中	
キリバス	-				中	
キルギス	-				中	
グアテマラ	-				中	
クウェート	-				中	
クック諸島	-				中	
グレナダ	-				中	
クロアチア	-				中	
ケニア	-		○		高	
コートジボワール	-		○		高	
コスタリカ	-				中	
コソボ	-				中	
コモロ	-				中	
コロンビア	-				中	
コンゴ	-				中	
コンゴ民主共和国	-		○		高	
サウジアラビア	-				中	
サモア	-				中	
サントメ・プリンシペ	-				中	
ザンビア	-				中	
サンマリノ	-				中	
シエラレオネ	-				中	
ジブチ	-				中	
ジャマイカ	-				中	
ジョージア	-				中	
シリア	-		○		高	
シンガポール	-				中	
ジンバブエ	-				中	
スイス	-				中	
スウェーデン	-				中	
スーダン	-				中	
スペイン	-				中	
スリナム	-				中	

リスク評価総括表③

スリランカ	-				中	
スロバキア	-				中	
スロベニア	-				中	
セーシェル	-				中	
赤道ギニア	-				中	
セネガル	-				中	
セルビア	-				中	
セントクリスト ファー・ネービス	-				中	
セントビンセント及び グレナディーン諸島	-				中	
セントルシア	-				中	
ソマリア	-				中	
ソロモン諸島	-				中	
タイ	-				中	
韓国	-				中	
タジキスタン	-				中	
タンザニア	-				中	
チェコ	-				中	
チャド	-				中	
中央アフリカ	-				中	
中国	-				中	
チュニジア	-				中	
チリ	-				中	
ツバル	-				中	
デンマーク	-				中	
ドイツ	-				中	
トーゴ	-				中	
ドミニカ	-				中	
ドミニカ共和国	-				中	
トリニダード・トバゴ	-				中	
トルクメニスタン	-				中	
トルコ	-				中	
トンガ	-				中	
ナイジェリア	-				中	
ナウル	-				中	
ナミビア	-		○		高	
ニウエ	-				中	
ニカラグア	-				中	
ニジェール	-				中	
ニュージーランド	-				中	
ネパール	-		○		高	
ノルウェー	-				中	
バーレーン	-				中	

リスク評価総括表③

ハイチ	-		○		高	
パキスタン	-				中	
バチカン市国	-				中	
パナマ	-				中	
バヌアツ	-				中	
バハマ	-				中	
バブアニューギニア	-				中	
パラオ	-				中	
パラグアイ	-				中	
バルバドス	-				中	
ハンガリー	-				中	
バングラデシュ	-				中	
東ティモール	-				中	
フィジー	-				中	
フィリピン	-				中	
フィンランド	-				中	
ブータン	-				中	
ブラジル	-				中	
フランス	-				中	
ブルガリア	-		○		高	
ブルキナファソ	-				中	
ブルネイ	-				中	
ブルンジ	-				中	
ベトナム	-		○		高	
ベナン	-				中	
ベネズエラ	-		○		高	
ベラルーシ	-				中	
ベリーズ	-				中	
ペルー	-				中	
ベルギー	-				中	
ポーランド	-				中	
ボスニア・ヘルツェゴ ビナ	-				中	
ボツワナ	-				中	
ボリビア	-		○		高	
ボルトガル	-				中	
ホンジュラス	-				中	
マーシャル諸島	-				中	
マダガスカル	-				中	
マラウイ	-				中	
マリ	-				中	
マルタ	-				中	
マレーシア	-				中	
ミクロネシア連邦	-				中	

リスク評価総括表③

南アフリカ	-				中	
南スーダン	-		○		高	
ミャンマー	-			○	高	慎重な確認を実施※2
メキシコ	-				中	
モーリシャス	-				中	
モーリタニア	-				中	
モザンビーク	-				中	
モナコ	-		○		高	
モルディブ	-				中	
モルドバ	-				中	
モロッコ	-				中	
モンゴル	-				中	
モンテネグロ	-				中	
ヨルダン	-				中	
ラオス	-		○		高	
ラトビア	-				中	
リトアニア	-				中	
リビア	-				中	
リヒテンシュタイン	-				中	
リベリア	-				中	
ルーマニア	-				中	
ルクセンブルク	-				中	
ルワンダ	-				中	
レソト	-				中	
レバノン	-		○		高	
ロシア連邦	○				高	慎重な確認を実施※2
北朝鮮	○			○	極高	謝絶
台湾	-				中	
パレスチナ	-				中	
香港	-				中	
マカオ	-				中	
中国東北3省(遼寧省・吉林省・黒竜江省)	○				高	慎重な確認を実施※2
英領バージン諸島			○		高	

※1：毎年2月、6月、10月頃に、FATF会合の結果を踏まえて、財務省HPにて最新のリストが掲載される（行動要請対象の高リスク国・地域（いわゆるブラックリスト）及び強化モニタリング対象国・地域（いわゆるグレイリスト））。あるいは、最新の犯罪収益移転危険度調査書にも記載されている。定期・随時のリスク評価書見直しのタイミングで左記最新の当該リスト確認し、上記E列を更新。

https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/convention/fatf/index.html

<https://www.npa.go.jp/sosikihanzai/jafic/nenzihokoku/nenzihokoku.htm>

※2：慎重な確認とは、外為法上の資本取引規制に違反する疑いがある等、高リスクと評価され慎重な確認が必要であると認められる顧客に関する資本取引について、例えば、公知の情報の追加的な調査や顧客へのヒアリングにより更なる情報を取得することなどを指します。